

## 茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 同意事項

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金の支給申請を行うにあたり、以下の事項についてすべて同意いたします。

- 申請内容の裏付けとなる通帳、その他の証拠書類を7年間保存すること。
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報第三者から取得される場合があること。
- 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還を行うこと。
- 不正受給により支援金返還を命じられた場合には、返還命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- 不正受給と判断された場合、申請者名、屋号等の公表や告訴等の措置をとる場合があること。
- 本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
- 茨城県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合があること。